

バウムガルテン『形而上学』（第四版）
「経験的心理学」訳注

—その5—

樋 笠 勝 士
井 奥 陽 子
津 田 栞 里

まえがき

本訳注は「バウムガルテン『形而上学』（第四版）「経験的心理学」訳注—その4—」（『成城文藝』第241号）に続く箇所を訳したものである。

下位認識論の議論は、感覚能力による認識の基礎条件を整備してから、実在的事物に対応する現存的地点での表象像の成立から徐々に拡張させ、表象像同士の区別の認識（洞察力）へと展開し、さらに非現存的地点（記憶力、創作する能力、予見）での表象像の成立に進む。これらは感覚によって成立した一次的な表象像の成立とその集合に対して、それらを結合するなど再操作して得られる表象像であって、その意味では二次的な表象像の成立と言えるであろう。つまりバウムガルテンは、動物的とも言える感覚的な次元を越え出て人間的な認識の次元へとすすみゆく過程を能力論の多角的展開として描くのである。既出の各能力は、日常生活では「経験」の基底的部分を為す。例えば、日々、感覚によって表象をつくり、それらが同じ表象であるかどうかを区別し（洞察力）、同じもの・異なるものとして記憶像として貯め（記憶力）、表象像を使って非現実な表象を想像し（創作する能力）、それを未来に向かって想像する（予見）。これらは詩学的芸術的領域でも基底的能力であって、例えば、虚構を創作しようとする作家や虚構の物語を理解する鑑賞者にも用いられるから、登場人物や出来事の同定や物語の推移や結末までに至る予想なども含まれるものとなる。

しかし、能力論の展開は依然として感覺的認識の現存的地点に多くを負うものであって、例えば既出の能力群が為しえた事柄は単に表象像の集合が成立したのみであって、それを反省し価値づけるためには、つまり一層人間的な能力の活動を考えるならば、既出の能力を前提としつつもそれらを越える能力が求められる。そこで「判断力 (iudicium)」が登場する。この能力は、われわれが日常的に経験する事柄のうちに、すなわち表象像の結合連鎖のうちに、一定の和合・不和つまり完全性・不完全性を見いだすものである。例えば記憶している過去の出来事の結合連鎖を根拠にして現在の表象に対してそこから未来のありうる表象をうちたて、その予見の結合連鎖に妥当性を見いだすといった経験に関わる。先の作家の例で言えば、物語の中にある出来事の結合連鎖に和合を見いだすならば、所謂「筋が通った話」として作家に受け入れ易くなるであろう。また観賞者からすれば、物語に和合を見いだすならば躓くことなく肯定的に鑑賞し続けている状態を実現できているということになる。このように表象群である作品を評価する創作と鑑賞の経験は「批評」と呼ばれる人間的活動であり、「趣味」と呼ばれ、既出の能力の域を管轄するところから一種のメタ的能力であると言うことができよう(『美学』§. 35では、趣味は感覺表象、想像表象、創作表象などの下位の判定者とならねばならない」と言われている)。なお、完全性の概念については、「感覺されたものに関わる」 (§. 608) とある以上、『美学』におけるような、感性的認識そのものの完全性といった主観的なものではなく、完全性に対する感性的認識という客観的なものを示している点で、ライブニッツ＝ヴォルフ学派の影響を色濃く残していることが窺われる。

では「予感力 (praesagittio)」とは何か。既に「予見 (praevisio)」があったが、なぜメタ的な判断力の後におかれているのであろうか。「予見」は未来に関わる表象を現在においてつくる認識能力である。これが感覺や記憶や想像の力を前提にするのは当然と言えよう。その意味で「予見」は感性的次元に留まる。しかし「予感力」は「予見された知覚をいつか知覚するであろうものとして表象する」 (§. 610) のであるから、予見以後の能力としてメタ的であると言えるし、また「予感力」は、予見された知覚のみならず、その「以前と以後の知覚内容」 (§. 611) と連動するものとして表象するのであるから、表象相互の連結のあり方や強度に注意する点で批評活動に貢献することは明らかであろう。さら

に「予感力」には感性的予感力と知性的予感力があり、知性に関与する点で、感性的なものに留まる「予見」の次元を越えている。しかも「予感力」は美学にとっても重要であって、合理的批評以上の域に到達できる。それは「占術の対象」をもち (§. 610)、その著しい習性は「予言能力 (divinatio)」 (§. 616) となる。文芸的領域・詩学的領域にて「予言」にまで言及することがあるとすれば、古代的な詩人の予言者 (vates) の特質を考えてのことであろう (参照『美学』 §. 36)。言わば、批評という評価の活動の後に語られるべき能力は鍛錬を越え出る域での特殊な表象能力であったと言うことができよう。

これに対して、その後には叙述される「記号的な能力 (facultas characteristica)」の登場は唐突に感じられるであろう。「予感力」の後に規定される理由が直ちには見えないからである。しかし、古典的に「記号」は思考作用を説明するものとして、例えばストア派は論理学へと収斂させていったし、アウグスティヌスは聖書解釈のために記号論を論じた。これらの思想的推移はライプニッツが「記号結合術 (ars combinatoria)」を唱えて万象を記号的に理解するところまでに至っている。バウムガルテンもまたこの影響下にあるとすれば記号的な能力を思考作用として考えていることは明らかであろう。とはいえ、記号とその指示対象との連関を語る記号関係は、内的な表象同士の結合関係であると共にそれが言語化された言葉の結合関係でもある。従って、この能力は、作家であれば創作時に新たな言葉やその組み合わせを発見し、言葉の集合体として内容を発見して行くことになるし、観賞者であれば、与えられた作品のうちに魅力的な言葉と内容を発見することになる。ここに一個の表象の成立から表象同士の連結へ、さらに連結の妥当性や価値へと議論を拡張展開させてきた諸規定の推移から、「知性 (intellectus)」 (§§. 624 ~ 639) や「理性 (ratio)」 (§§. 640 ~ 650) の規定を前にして「記号的な能力」が登場するのも理解できるのである。今回扱った「判断力」「予感力」「記号的な能力」はいずれも感性的領域と知性的領域の両方に跨がる能力群であり、その中で最後に位置する「記号的な能力」は、低次の感性的な能力が扱う表象群を一般的に処理し無言の表象から言葉を生産してゆく過程を総括するものであると同時に、言語を専心的に扱う高次の「知性」と「理性」の能力の場を準備し、前提ともなる言語的思考作用の一般化を図るものでもあるということである。

他方、記号については、『美学』では「理論的美学」部門の「発見論」「配列論」「記号論」として三分割される中で三番目に位置し、修辞学的詩学的意味を色濃く残すこととなっており、『形而上学』から『美学』への過程でバウムガルテンが「記号論」に対して立場を変えていったことも想像できよう。

なお、アカデミー版カント全集に収録されているバウムガルテン『形而上学』のテキストも、基本的には第四版に依拠しているが、スモールキャピタルの表記などに若干の相違がある。本翻訳は第四版を底本としているため、アカデミー版のテキスト（および、それを底本としたGawlickとKreimendahlの羅独対訳版）とは表記上の相違が生じているが、逐一指摘することは避けた。

第九節 判断力

§. 606

私は事物の完全性と不完全性を知覚する、すなわち《私は判定する》^a。したがって、私は判定する能力をもっている (§. 216)。この能力が最小であるとすれば、ただ一つの最も強く知覚された最小のものもつ、ただ一つの最小の完全性ないし不完全性を、最大限に弱い連合した先行する異種の知覚内容のあいだで、最も緩やかに知覚する場合であろう。したがって判定する能力は、より緩やかに知覚されたものでありながらもより多くのより大きな対象がもつ、より多くのより大きな完全性ないし不完全性を、より強い連合した先行する異種の知覚内容のあいだで、より強く表象するほど、いっそう大きくなる (§. 219)。事物を判定する習性は《判断力》^bであり、これが予見することに関わるならば《実践的な判断力》と、それ以外のことに関わるならば《理論的な判断力》と呼ばれる。そして、より不明に知覚されたものでありながらも、それでも多くの完全性と不完全性を闡明するかぎりでは、それは《看破する判断力》^cである。

^a ich beurtheile. ^b das Vermögen zu beurtheilen. ^c durchdringend.

§. 607

判定する能力の法則は次のとおりである。〈事物の様々な要素 [varia] が和合するものとしてあるいは不和なものとして知覚されたとき、その事物の完全性あるいは不完全性が知覚される (§. 94, 121)¹⁾。〉このことは判明に成立するか非判明に成立するかのいずれかであるから、判定する能力は、それゆえ判断力も (§. 606)、感性的であるか知性的であるかのいずれかであろう (§. 402, 521)。感性的判断力は《広義の趣味》(味わう能力、味が分かること、鼻が利くこと)^aである。《最広義の批評》とは、判定する技術のことである。よって、趣味を形成する技術ないし感性的に判定することとその判断を叙述することに関する技術は、《美的批評》である (§. 533)。知性的な判断力を喜んで發揮する者は、《広義の批評家》であり、それゆえ《一般的な意味での批評》²⁾とは、完全性や不完全性に関して判明に判断する規則についての学である³⁾。

^a der Geschmack in weitrer Bedeutung.

§. 608

《感覚的なもの》^aすなわち感覚されるものに関わる広義の趣味は、《感官による判断》^bであり、判定対象を感覚する感官の道具に帰せられる。それゆえ、目による判断、耳による判断等々がある。すべての判定する能力^dと同様に、この判定する能力も、宇宙を表象する魂の力によって現実化される (§. 513)。というのも、この世界のあらゆるものは、一部は完全で、一部は不完全だからである (§. 250, 354)。誤った判定は《判断力の欠落》^cである。欠落に陥りがちな判定する能力は《短慮な判断力》^dと言われる。そのような趣味は《墮落した趣味》^eである⁵⁾。判断力の欠落を回避する習性は《判断力の成熟》^fである。そのような趣味は《ありふれていない味わう能力》^g(純粋な、洗練された味わう能力)である。判定する際により小さな相等性や非相等性さえも闡明するならば、その趣味は洞察力のある《繊細な趣味》^hである。感官による判断力の欠落は、感官の欺きである (§. 545)。

^a Von dem, das man empfindet. [感覚されるものについての] ^b das Urtheil der Sinne. ^c Fehlritte der Beurtheilungs-Kraft. [判定力の過ち] ^d eine vorschnelle, übereilige Beurtheilungs-Kraft, oder allzugeschwinde. [性急な、急ぎ過ぎの判定力、あるいは早急過ぎる判定力] ^e ein verderbter Geschmack. ^f das Reife der Beurtheilungs-Kraft. ^g ein ungemainer. ^h feiner, zarter Geschmack.

§. 609

生得的な記憶力 (§. 579)、想起力 (§. 582)、創作する能力 (§. 589)、予見の習性 (§. 595)、そして判断力はより大きいほど、いっそう容易に鍛錬によって増大させられる (§. 577, 606)。

第十節 予感力

§. 610

予見された知覚をいつか知覚するであろうものと同じものとして表象する者は、《予感する》^a。したがって予感する能力、あるいは《広義の予感力》^bをもつ。予感力によってそのように現実化した知覚内容は、

《広義の予感》^{c 6)} であり、それは感性的であるか、知性的であるかのいずれかである (§. 402, 521)。《狭義の予感と予感力》^d は感性的なもののみである。感性的な予感、美学のうちの占術の対象である (§. 604)。

^a ich erwarte etwas. ^b das Vermögen etwas zu erwarten. ^c überhaupt.
^d Ahnungen und das Vermögen sich etwas ahnden zu lassen.

§. 611

予感力の法則は次の通りである。〈現在の知覚という継起的な知覚内容のなかで、以前の知覚内容と部分的に共通する知覚内容をもつ或るのが表象される場合、その部分的に共通する知覚は、以前と以後の知覚内容に含まれるものとして表象される (§. 572)。〉したがって、記憶力が想像内容に関わるように、予感力は予見内容に関わる (§. 579, 610)。

§. 612

感性的な予感《類似した場合への予期》^a であり、その規則は次のとおりである。〈私は、Aが他の予見されたBと共通する多くのものをもつものとして、Aを感覚ないし想像ないし予見するので、それゆえ私は、Aと同じになるものとしてBを表象する (§. 611)。〉或る人の心が、以前は心が予感していなかったものを、予見されたものと連合した観念をとおして⁷⁾ 予感するとき、その人は《予測する》^b。それゆえその人は予測する能力をもち (§. 216)、その能力は、想起力が記憶力に関わっているのと同様に、予感に関わっているであろう (§. 582, 610)。

^a die Erwartung ähnlicher Fälle. ^b Vorhervermuthen.

§. 613

予測する能力は、次の規則に従う予感力である。〈連合した観念を仲介することによって予見された知覚を、心は予感する。〉

§. 614

予感力が最小であるとすれば、それはただ一つの最小の、最も強く最も頻繁に予見され、最も近くに差し迫ったものを、最大限に弱い連合した先行する異種の知覚内容のあいだで、最も緩やかにでありながらも知

覚する場合であろう (§. 610, 161)⁸⁾。

§. 615

予感力は⁹⁾、より多くより大きな、より稀により緩やかに予見されたものを、より強い他の知覚内容に費すことになるより長い時間を経る前に (§. 564)、より強い連合した先行する異種の知覚内容のあいだで、より強く知覚するほど、いっそう大きくなり (§. 219)、いっそう予測に労を要しなくなる (§. 613)¹⁰⁾。

§. 616

予感することの著しい習性は《予言能力》^aであり、これは自然的すなわち生得的であるか、習得的であるか、注賦的であるかのいずれかである (§. 577)。最後のものは《預言についての天賦の才》^bである。予言能力による予感とは《予言》^cであり、預言についての天賦の才による予言は《兼言》^d（預言）である。

^a das Vermögen wahr zu sagen. ^b die Gabe der Weissagung. ^c das Wahrsagen oder die Voranzeige. ^d die Weissagung.

§. 617

予感に依拠した誤謬は《空虚な予感》^aであり、事物の同一性を知覚する能力の惑わしによって、真実を語る予見と混同された、欺く予見である (§. 578, 605)。もし私が何らかの予感や類似した場合への予期 (§. 612) や予測 (§. 613) をもつならば、それらは宇宙を表象する魂の力によって現実化されている (§. 595, 576)。

^a leere Erwartungen und Ahndungen.

§. 618

もし予見されたものが、以前に感覚された或るものや想像の像やあるいは他の予見されたものと、〔実際には〕同じ程度ではないにもかかわらず、同一の程度で同一のものとみなされたならば、空虚な予感をとおして (§. 617, 576)、欺く予見が生じるだろう (§. 605)。

第十一節 記号的能力 [facultas characteristica]

§. 619

私は一つの記号 [signum] を指示対象 [signatum] とともに知覚する。したがって、私は表象する際に記号を指示対象と結びつける能力をもっている。それは《記号的能力》^aと言われうる (§. 216)¹¹⁾。また、この世界には指示作用の [significativus] 連結があるのだから (§. 358)、記号的能力による知覚内容は宇宙を表象する魂の力をとおして現実化される (§. 513)。指示作用の連結は、判明に認識されるか非判明に認識されるかのいずれかであり、それゆえ記号的能力は感性的であるか (§. 521) 知性的であるか (§. 402) のいずれかであろう。

^a das Vermögen der Zeichen-Kunde

§. 620

知覚する際に記号と指示対象が結びつけられ、かつ記号についての知覚が指示対象についての知覚よりも優勢ならば、そのような認識は《象徴的 [symbolica] 認識》と言われ、指示対象についての表象が記号についての表象よりも優勢ならば、そのような認識は《直観的認識》^a (直観) であろう。いずれの認識においても、記号的能力の法則は次のとおりである。〈連合した知覚内容のうちの或るものが、他のものの現実存在を認識する媒介となる (§. 347)。〉

^a ein anschauendes Erkenntniss.

§. 621

事物の同一性を認識する能力の錯覚をとおして、記号でないものを記号とみなし、指示対象でないものを指示対象とみなすと措定せよ (§. 576)。誤った象徴的認識および直観的認識が生じるであろう (§. 620)。同じ仕方でも、予兆でないものを予兆とみなすと措定せよ。仮象の予感内容と予測内容によっておおいに強められた欺く予見が生まれるだろう (§. 605, 515)。

§. 622

記号的能力が最小であるとすれば、それはただ一つの最小の記号をた

だ一つの最小の指示対象と、最大限に弱い連合した先行する異種の知覚内容のあいだで、最も緩やかに結びつける場合であろう。したがって記号的能力は、より多くより大きな記号をより多くより大きな指示対象と、より強い連合した先行する異種の知覚内容のあいだで、より強く結びつけるほど、いっそう大きくなる (§. 219)。もっぱら記号に携わる感性的認識とそのような仕方での〔感性的〕叙述についての学は、《記号の美学 [aesthetica characteristica]》であり、これは解釈学的であるのと同様に発見術的でもある (§. 349)¹²⁾。言表についての記号術は《文献学》(広義の文法学)であり、これが複数の特殊な言語に共通するものを教えるならば、《普遍的文献学》である。文献学は、一般的な規則と特殊な規則を教える。(I) あらゆる言表において観察されうる一般的な規則を教える文献学のうち、語と(1) 語の品詞¹³⁾に関するものは、《広義の正書法》である。(2) 語の屈折に関するものは、《語源学》(類推学)である。(3) 語の連結ないし構文に関するものは、《統語論》である。(4) 音価に関するものは、《音韻論》である。これらの4学科の総体は(狭義の)《文法学》である。(5) 語の意味内容に関するものは、《語彙論》(辞書学)である。(6) 文字を書くことに関するものは、《書字術》である。(II) たとえば《能弁》^aについての、すなわち感性的言表における完全性についての規則といった、特殊な規則を教える文献学のうち、(1) 一般的な観点での能弁に関するものは、《雄弁術》^bである。(2) 特殊な観点での能弁に関するものは、拘束されていない能弁についての《修辞学》であるか、拘束された能弁についての《詩学》であるかのいずれかである¹⁴⁾。これらの学科は、その個々の分科ともに、複数の特殊な言語に共通する規則を論証するかぎり、《普遍的》^cである。

^a der Beredsamkeit, ^b die Kunst wohl zu sprechen. [上手く語る技術] ^c die allgemeinen, z. B. Redekunst, Dichtkunst u. s. w. [普遍的な修辞学や詩学等々] .

§. 623

眠っている者の外的感覚内容は明瞭でないかぎり (§. 556)、より弱い想像の像についての内容をもつ睡眠でさえ、目覚めている者の状態よりも、感性的に予見することにはより適切であろう (§. 598, 539)¹⁵⁾。

夢幻のもつ予見内容によって予感することについての規則の総体は、
《夢判断》である。

訳注

- 1) §. 94 では完全性の定義が、§. 121 では不完全性の定義が示される。完全性とは、多なるものが一なるものに和合することである。対して不完全性とは、多なるものの幾つかが一なるものに不和であること、すなわち或る一なるものに対立する、別の一なるものへ和合することである。ただしバウムガルテンは、不和すなわち「対立としての不完全性」とは区別して、多なるものの幾つかが一なるものに一致しない「欠如としての不完全性」も認めている (§. 121)。
- 2) ここでの「一般的な (generalis) 意味での批評」とは、本文に記されているように、知性が関わる領域のすべてに及ぶ批評という意味であり、日常的な用語法における批評という意味ではない。
- 3) 本項の「感性的判断力」が趣味の能力を示すものである以上、カントにおける美的判断や趣味判断との影響関係が問われるであろう。なお、『美学』の冒頭 (§. 5) でバウムガルテンは、美学は批評に過ぎないとする異議に対して、論理的批評もあると共に批評は美学の一部であると答えている。
- 4) 「すべての判定する能力」とは、§. 606 で示された「実践的な判断力」や「理論的な判断力」などを指すのであろう。
- 5) この一文は第二版での加筆である。
- 6) 「広義の」という限定句は、第二版での加筆である。
- 7) 「観念をとおして (per ideas)」は、初版では「観念を (ideas)」となっているが、これはたんなる誤植であろう。
- 8) §. 610 と §. 161 への参照指示は、第二版での加筆である。
- 9) 初版では「したがって (ergo)、予感力は」となっており、§. 615 が §. 614 から帰結されることが明示されていた。
- 10) 初版では §. 613 ではなく、§. 614 が参照指示されていた。
- 11) 本節で用いられる *characteristicus* という形容詞は、初版では *signatrix* とされていた。ここからも窺えるように、バウムガルテンは記号に関する術語として、*signum* と *character*、さらには *symbola* を互換的な語とみなしている (次項における *symbolicus* の用法も参照)。なお『一般哲学』(1770 年出版) 57 頁では、「記号術 (*ars characteristicus*)」の言い換えとして「記号で表すことと記号から認識することの技術 (*ars signandi et ex signis cognoscendi*)」および「記号論、記号学、象徴学 (*semiotica, semiologia, symbolica*)」という表現が用いられている。
- 12) §. 349 では次のように述べられる。「記号についての学 (記号論、哲学的記号学、象徴学) は、『記号術』^a である。(I) 《発見術の記号術》^b は記号を発見することに関わり、これはいかなる記号も部分とみなされない

《原初的記号》^cを発見することにも、諸々の記号から合成された《派生的記号》^dを発見することと同様に関わる。もしそれらを合成する仕方が指示対象の本質とより類似しているならば、それらの記号は《本質的な記号》^eである。派生的記号についての発見術は、《結合術的記号術》^fである。(II)《解釈学的記号術》^gは、記号の指示対象を認識することに関わる。これは《普遍的解釈学》である^h。^a die allgemeine Zeichen-Kunst, ^b die erfindende, ^c einfache, ^d zusammen gesetzte Zeichen, ^e wesentliche Zeichen, ^f die verbindende, ^g die deutende, ^h die allgemeine Auslegungs-Kunst.」この説明から、本項での「発見術的」とは、修辞学でよく言われるような内容(主題)の発見というよりは、むしろ語ろうとする人が記号(言語や表現)を発見することに関わることが分かる。『美学』第一章の「発見論」は前者の意味であり、ここでの「発見術」とは区別される。なお、『哲学的百科事典の素描』(1769年出版、以下『素描』)では、記号術の部門として紋章学や貨幣学などが挙げられる (§§. 80 ~ 88)。

- 13) ここで言う「正書法」とは、語 (vocabula) と語の品詞 (partes eorum (sc. vocabulorum)) に関わることになっている。『素描』によれば、「普通文法学」の対象として語の屈折や連結以外に「品詞 (partes)」があり (§. 11, 15)、「語の品詞」は、単語や文章のスペルの正しさや発音の正しさ(例えば、同じスペルでも名詞としての発音と動詞としてのそれが異なる場合や、品詞が変わればスペルも変わる場合があるように)を求めるのに必要な知識であると考えられる。
- 14) 「拘束されていない (solutus)」および「拘束されていない (ligatus)」とは、韻律による拘束の有無を指す。
- 15) §. 598 と §. 539 への参照指示は、初版では §. 549 と §. 597、第二版と第三版では §. 549 と §. 598 となっていた。